

社会福祉法人伸和会つどい岡の郷
第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伸和会が開設する社会福祉法人伸和会つどい岡の郷（以下「事業所」という。）が行う第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で第1号通所事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、事業対象にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 社会福祉法人伸和会つどい（岡の郷）
- 二 所在地 藤岡市岡之郷字温井12-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上（相談員と兼務）
機能訓練指導員 1名以上
従業者は、第一号通所事業の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤職員、兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間（通常）午前9時00分から午後4時15分までとする。
- 四 サービス提供時間（延長）午前8時30分から午後18時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(第1号通所事業の内容)

第7条 第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。利用料の詳細は別紙にて記載。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用として、700円。
- 二 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤岡市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、第1号通所事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練を行う際には、機能訓練指導員の指示に従い器具等を使用すること。
- 三 浴室を利用する際には、介護職員の指示に従い入浴をすること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、第1号通所事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年7月及び12月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、第1号通所事業の提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体の拘束等)

- 第14条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の嘱託医がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとする。

(苦情等への対応)

- 第15条 事業所は、第1号通所事業に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。
- 一 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 二 事業所は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
 - 三 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取り扱いも行ってはならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 隨時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人伸和会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年11月1日から施行する。
この規程は、平成23年1月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年1月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、令和元年10月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年6月1日から施行する。
この規定は、令和6年9月1日から施行する。
この規定は、令和7年6月1日から施行する。